

## 役員報酬等及び費用に関する規則

平成 24 年 5 月 31 日制定  
平成 27 年 6 月 9 日改正

### (総則)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下「**本会**」という。）の役員に対する報酬等及び費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則の改廃は、会員総会の決議による。

### (定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員： 本会の理事及び監事をいう。
- (2) 会員役員： 本会の会員である役員をいう。
- (3) 会員外役員： 本会の会員でない役員をいう。
- (4) 報酬等： 報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。その名称の如何を問わないものとし、次号に定める費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用： 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。前号に定める報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の額)

第 3 条 会員役員には、報酬等を支給しないものとし、会員外役員には、本会の会員総会、理事会等への出席に応じて報酬等を支給する。

2 前項に規定する会員外役員に対する報酬等の額は、1 名につき、事業年度ごとに別表に定める総額の範囲内とし、原則として 1 日当たり **22,222** 円とする。

### (支給方法)

第 4 条 役員報酬等は、当月の 1 日から末日までを計算期間として、翌月の 10 日に支給する。

2 役員報酬等は、現金または役員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込む方法により、全額を本人に支払う。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員報酬等から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

### (費用)

第 5 条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

### (公表)

第 6 条 本会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として、この規則を公表するものとする。

別表（会員外役員に対する 1 名当たりの事業年度ごとの報酬等の総額）

役員区分	報酬等の総額
理事	50 万円
監事	50 万円

附則

この規則の平成 27 年 6 月 9 日付の改正は、平成 27 年 6 月を計算期間とする支給分から施行する。